

森林整備資格者名簿登録留意事項 目次

1	治山事業で実施する森林整備工事の概要	P	1
2	入札参加までの手続きの流れ	P	1
3	整備内容の区分とその要件	P	2
4	入札にあたっての留意事項	P	2
5	県営森林整備事業の一般競争入札の実施について	P	2
6	契約にあたっての留意事項	P	3
7	社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入状況について	P	3

【参考資料】

I	森林整備事業の資格要件	P	5
II	誓約書(様式)	P	6
III	兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱	P	8
IV	兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱の運用	P	13
V	森林整備業務に係る一般競争入札実施要領	P	14
VI	「森林整備工事に係る工事实績及び技術力等の届出書」記載例	P	21

森林整備工事に係る工事实績及び技術力等の届出に係る様式等については、
兵庫県ホームページに掲載しています。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk15/shinrinseibi.html>

森林整備資格者名簿登録留意事項

令和8・9・10年度物品関係入札参加
資格者名簿（森林整備）登録事業者各位

兵庫県が発注する治山事業で実施する森林整備工事については、電子入札システムによる指名競争入札を実施していますが、契約予定金額が1,000万円以上の場合は、一般競争入札を導入しています。

このたびの照会は、入札参加者の選定にあたって、公共工事に必要な施工・品質・安全等の管理や技術確保等の観点から、兵庫県物品関係入札参加資格者名簿に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」に登録されている貴社の状況について把握したく、林業専門技術者の数、作業班の体制、施工実績などの届出をお願いしているものです。

なお、参考Ⅲ、参考Ⅳの兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱(R8.4.1～)（以下「選定要綱」という。）、参考Ⅴの森林整備業務に係る一般競争入札実施要領(R8.4.1～)（以下「実施要領」という。）の条件を満たしていない場合は、今回の提出は不要です。条件が整った時点で、適宜提出くださいますようお願いいたします。提出いただいた書類は、随時受け付け、入札参加者の選定に反映してまいります。

森林整備工事に係る工事実績及び技術力等の届出に係る様式等については、兵庫県ホームページに掲載しています。（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk15/shinrinseibi.html>）

記

1 治山事業で実施する森林整備工事の概要

治山事業による森林整備工事は、森林の有する公益的機能（災害の防止、水源涵養機能など）が低下した保安林（森林法第25条に基づき指定された森林）の回復を図るための公共工事です。主な工事内容は、スギ、ヒノキなどの人工林における本数調整伐（間伐）、除伐、植栽、間伐木を利用した筋工などです。

公共工事であるため、工事内容により土木工事と同様に施工・品質・安全等の管理を必要としています。また、国から補助金を受けており、県の検査のほか、会計検査院の検査対象となります。

2 入札参加までの手続きの流れ

- ① 兵庫県物品関係入札参加資格者名簿への登録申請
（登録区分：大分類「役務の提供」小分類「森林整備」）
↓
- ② 治山事業の実施に必要な林業専門技術資格、施工能力、実績等の有無の届出
（今回の照会）
↓
- ③ 治山事業 森林整備工事に係る入札参加者選定総合情報への登録
↓
- ④ 総合情報に基づき、競争入札の実施

3 整備内容の区分とその要件（令和8年4月1日より一部資格要件を改正しています。）

詳細は参考Iのとおり

（令和8年4月1日以降）

整備内容	専門技術者の資格要件	作業班
[A] ・スギ、ヒノキ人工林の本数調整伐、下刈、除伐、枝落とし、地拵え、改植等 ・広葉樹林の本数調整伐等	・管理技術者1名以上 （林業技士、技術士、フォレストマネージャー） ・現場技術者1名以上 （林業作業士、森林整備士、フォレストワーカー、フォレストリーダー、技術士補、森林整備に関する実務経験年数（「Aの整備内容」相当）5年以上（高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者）又は10年以上	年間60日以上就業できる作業班（班長と2名以上の班員）を1班以上有すること。 注）発注金額により作業班の必要数は異なります。
[B] ・人家裏等の帯状伐開 ・大径木の点的な除去作業 ・竹林伐採 ・治山施設管理の伐採、補植等	林業の専門技術者の資格は不要	

4 入札にあたっての留意事項

(1) 指名競争入札の制限事項

入札参加資格制限基準、兵庫県指名停止基準に該当する場合は、入札に参加できません。

(2) 競争入札にあたっての考慮事項

指名競争入札の指名にあたって、整備内容に〔A〕の区分内容が含まれる場合は必須要件である管理技術者数、現場技術者数を、また、〔A〕〔B〕の区分に関わらず作業班数、退職金共済制度等並びに社会保険等への加入状況、安全管理状況等の要素を発注者が考慮します。

(3) 最低制限価格の設定

施工管理、安全対策の徹底、工事の品質確保を図るため、最低制限価格を設定し、これ未満での入札は失格とします。

5 県営森林整備事業の一般競争入札の実施について

入札事務上の負担や経費の軽減ができる電子入札を令和4年9月から導入したことをふまえ、機会均等の原則にのっとり、透明性や競争性、公正性、経済性を確保することができる一般競争入札を導入しています。

一般競争入札は、地域要件を県内全域として、契約予定金額が1,000万円以上の場合に、実施しています。

入札公告は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」中、「入札公告（委託・役務）」に掲載することにより行います。

(URL : https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid_opn_02.html)

6 契約にあたっての留意事項

(1) 履行保証

履行保証保険証書の提出あるいは契約保証金などの履行保証を免除することができません。その場合は、参考Ⅱの誓約書（様式8）の提出が必要です。

(2) 下請

工事の一部を下請の事業体で施工できるが、包括下請（いわゆる丸投げ）は禁止です。下請会社に管理技術者、現場技術者の要件は求めません。

7 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入状況について

治山事業における森林整備工事の技能労働者の処遇向上を図り、森林整備工事の持続的な発展に必要な人材の確保につなげるとともに、法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境の構築を目的とし、社会保険等加入対策を推進します。

令和8・9・10年度において、発注者の選定要綱により、入札参加者の社会保険等への加入状況を考慮することとしていますので、貴社における社会保険加入状況を別添の届出書に記入願います。なお、下記に示す社会保険等への加入適用除外の事業体につきましては、その旨記入願います。

(1) 健康保険及び厚生年金の加入状況の確認書類については、下記のいずれかを提出してください。

- ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書」の写し
- ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「納入証明（確認）書」の原本
- ・申請時直前の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し

(注) 適用事業所（法人及び従業員が常時5人以上の個人事業主）であって、健康保険について全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険（建設国保）等に加入の場合は、健康保険については「適用除外」とし、健康保険の被保険者となるべき者の国民健康保険の被保険者証の写し、又は加入証明書の原本が必要です。

※「適用事業所」とは、健康保険・厚生年金保険は法人の事業所（営業所）及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）をいい、雇用保険にあつては労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）をいいます。

(2) 雇用保険の加入状況の確認書類については、下記の書類を提出してください。

- ・申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

[健康保険の適用除外]

- ・一人親方や常用労働者が5人未満である個人事業主
- ・健康保険適用除外の承認を受けた常用労働者が5人以上の個人事業主及び法人事業所（上記の場合、国民健康保険組合に加入している場合、改めて協会けんぽに入り直す必要はありません。）

[厚生年金保険の適用除外]

- ・一人親方や常用労働者が5人未満である個人事業主

[雇用保険の適用除外]

- ・一人親方や個人事業主、役員のための法人

① A の整備内容が含まれる場合の資格要件

技術者名	人数	資格
管理技術者	1名以上	林業技士
		技術士（森林部門）
		フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）
現場技術者	1名以上	林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）
		森林整備士
		フォレストワーカー（林業作業士）
		フォレストリーダー（現場管理責任者）
		技術士補（森林部門）
		森林整備に関する業務（Aの整備内容相当）について、以下の実務経験を有する者 ① 5年以上：高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者 ② 10年以上：上記①以外の者

② 専門技術者の資格内容

資格名	内容
林業技士	森林林業に関する専門的技術者の資格認定・登録制度（S53年～）（社）日本森林技術協会が実施する研修修了後に登録を受けた者
技術士（森林部門）	技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、技術士法第32条1項の定めによる登録を受けた者
技術士補（森林部門） ※ ¹ 及び修習技術者	技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第一次試験）に合格し、技術士法第32条2項の定めによる登録を受けた者 ※ ¹ 技術士補には、森林部門にかかる技術士第一次試験合格者及びそれと同等と認められた者（JABEE認定プログラム修了者）を含む
林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）	兵庫県又は財団法人兵庫県営林緑化労働基金（林業労働力確保支援センター）から、林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）として認定された者 若年の林業労働者を対象に知識、技能研修を実施し、修了後に認定（約10名/年）
森林整備士	社団法人兵庫県林業会議又は兵庫県森林組合連合会から森林整備士として認定された者（令和5年度から資格講習の実施は行わない）
フォレストワーカー（林業作業士）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
フォレストリーダー（現場管理責任者）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
森林整備業務に関する実務経験※ ※要綱第2章第1条に規定の「Aの整備内容」相当	① 5年以上：高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者 ② 10年以上：上記①以外の者

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

○○○○○○○○○○○○○○

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
 名 称
 代表者職氏名
 電 話
 電 子 メール

[留意事項]

誓約書の2(1)には、過去2年間(注1)に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体(注2)とその契約と種類(注3)及び規模(注4)をほぼ同じくする(注5)契約を数回以上(注6)にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類(契約書(変更契約書を含む。))の写し、履行実績証明書等のいずれかを添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

(注1)「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

(注2)「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

(注3)「種類」とは、次表のとおりとする。(例示)

区 分	種 類
物品関係役務の調達契約	・製造の請負 ・物件の買入れ、借入れ ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

(注4)「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記事があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記事がないときは、契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。

(注5)「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。

(注6)「数回以上」とは、2回以上をいう。

兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の指名基準等については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）、昭和41年兵庫県告示第149号「一般競争入札等に参加する者に必要な資格等」（以下「告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、県が発注する役務のうち、治山事業に係る森林整備業務（以下「業務」という。）に適用する。

(入札参加資格者の施工能力等の一覧表)

第3条 農林水産部治山課長（以下「治山課長」という。）は、物品関係入札参加資格者名簿の希望業種に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」で登録されている者の施工能力、実績等を示した一覧表（以下、総合情報）の整理を行う。

第2章 指名基準

(指名要素)

第1条 入札に参加させる者（以下「入札参加者」という。）の指名に当たっては、次に掲げる指名要素を考慮し、競争の本旨に基づき適正かつ公平に選定しなければならない。

(1) 入札参加資格

- ア 物品関係入札参加資格者名簿の希望業種に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」で登録されている者のうち履行能力を有するもの。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限期間中の者でないこと。
- ウ 兵庫県指名停止基準（平成6年6月16日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(2) 履行能力

ア 技術者については、下記の整備内容ごとに定める。

区分	整備内容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林の本数調整伐、下刈、除伐、枝落とし、地ごしらえ、改植等 ・広葉樹林の本数調整伐、受光伐等 ※単に伐採するだけの行為でなく、残存木の保護や樹種の特性など、林業の知識を必要とする施業
B	<ul style="list-style-type: none"> ・人家裏等の支障木の帯状伐開 ・大径木の点的な除去作業 ・竹林伐採 ・治山施設管理の伐採・補植等（山腹工、谷止工等の植栽木の管理等）

(Aの整備内容が含まれる場合)

森林整備を施行するには下記の管理技術者と現場技術者を有していること。なお、管理技術者は、全ての契約箇所について兼任することができるが、現場技術者は契約希望金額が45,000千円以上の箇所については専任とする。

また、管理技術者と現場技術者は兼任することができる。

技術者名	人数	資格
管理技術者	1名以上	林業技士
		フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）
		技術士（森林部門）
現場技術者	1名以上	林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）
		森林整備士
		フォレストワーカー（林業作業士）
		フォレストリーダー（現場管理責任者）
		技術士補（森林部門）
		森林整備に関する業務（Aの整備内容相当）について、以下の実務経験を有する者 ①5年以上 高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者 ②10年以上 上記①以外の者

(注) 1 資格の内容については別表のとおり

2 現場技術者の資格については、他府県等で取得した同等の資格を認める。

(Bの整備内容のみの場合)

管理技術者と現場技術者の資格は要しない。

イ 森林整備を施行するには下記の作業班を有していること。なお、作業班とは森林整備の作業を行う単位で、1人の班長と2名以上の班員から構成されるものとする。

作業班要件	年間60日以上就業できる作業班を有すること
-------	-----------------------

(3) 森林整備の施工実績

森林整備の施工実績を考慮することができる。

(4) 県発注の森林整備の工事成績

ア 当該年度に完成した森林整備の工事成績が1件65点未満である場合は、指名しないことができる。

イ 森林整備に係る施工管理が不適切である場合は、指名しないことができる。

(5) 地域性

ア 中小企業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、地元業者等で施工が可能な森林整備にあつては、極力地元業者等に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

イ 原則として、県内に主たる営業所を有している者とする。

- (6) 受注機会の均衡等
 選定及び受注の状況を勘案し、入札参加者の選定が特定の者に偏しない受注機会の均衡を図ること。
- (7) 労働福祉の状況
 ア 林業退職金共済、中小企業退職金共済、建設業退職金共済、兵庫県営林緑化労働基金への加入状況及び独自の退職金積み立て状況を尊重すること。
 イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用人数の達成状況を尊重すること。
 ウ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入状況を尊重すること。
- (8) 安全管理の状況
 過去2年間に、重大な労働災害の発生がないこと等、安全管理体制が優良である場合は十分尊重すること。
- (9) 経営内容の状況
 金融機関からの取引停止に至らないが、経営状態が客観的に不健全であると認められる者でないこと。
- (10) 反社会的な行為又は不誠実な行為の有無
 次の次項に該当する者は指名することができない。
 ア 森林整備工事請負契約書に基づく措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。
 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者としての下請契約関係が不適切である者。
 ウ 入札参加資格制限及び指名停止に該当しない者であっても、著しく社会的信用を失墜させ、また、誠実性に欠ける行為を行った者。

(発注対応工事金額の範囲)

第2条 発注対応工事金額の範囲は、下表を標準とする。

1件の設計金額	必要作業班数
5,000千円未満	1班以上
5,000千円以上20,000千円未満	2班以上
20,000千円以上30,000千円未満	3班以上
30,000千円以上	4班以上

(指名業者基準数)

第3条 指名業者基準数は、次に掲げる契約予定金額の区分に応じて、次に掲げる数以上を選定するものとする。

ただし、基準数に満たない妥当な理由がある場合は、この限りでない。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 5,000千円未満 | 5人 |
| (2) 5,000千円以上10,000千円未満 | 8人 |
| (3) 10,000千円以上 | 10人 |

第3章 雑 則

(報告)

第4条 契約担当者は、資格者名簿に登載された者について「入札参加資格制限基準及び指名停止基準」に該当する事実を知ったときは、主管の部局長に報告しなければならない。

(随意契約による見積参加者の選定)

第5条 随意契約による場合の見積参加者の選定は、原則としてこの要綱の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2章第1条関係）

資格名	内容
林業技士	社団法人日本森林技術協会の定める林業技士の登録を受けた者
技術士（森林部門）	技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、技術士法第32条1項の定めによる登録を受けた者
技術士補（森林部門） 及び修習技術者	技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第一次試験）に合格し、技術士法第32条2項の定めによる登録を受けた者 技術士補には、森林部門にかかる技術士第一次試験合格者及びそれと同等と認められた者（JABEE認定プログラム修了者）を含む。
林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）	兵庫県又は財団法人兵庫県営林緑化労働基金（林業労働力確保支援センター）から、林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）として認定された者
森林整備士	社団法人兵庫県林業会議又は兵庫県森林組合連合会から森林整備士として認定された者
フォレストワーカー （林業作業士）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
フォレストリーダー （現場管理責任者）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
フォレストマネージャー （総括現場管理責任者）	「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者
森林整備業務に関する実務経験※ ※第2章第1条に規定の「Aの整備内容」相当	①5年以上 高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者 ②10年以上 上記①以外の者

兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱の運用

第1 入札参加資格（第2条の1号）

物品関係入札参加資格者名簿の小分類希望業種の登録順位は、入札参加者選定において考慮しないものとする。

第2 履行能力（第2条の2号）

1 現場技術者は、45,000千円以上の森林整備工事（以下「工事」という。）において、重複配置することができないため、既に配置された現場技術者数を把握して入札参加者を選定すること。

2 現場技術者の資格については、他府県等で取得した同等の資格を認めるものとする。

3 指名回数及び受注回数が少ないものを優先的に選定するものとする。

4 重大な労働災害とは、休業日数が4日以上の労働災害をいう。

附 則

この運用は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。

森林整備業務に係る一般競争入札実施要領

(令和 5 年 3 月 23 日 治第 2961 号)
改訂 (令和 5 年 10 月 31 日 治第 2317 号)
改定 (令和 6 年 3 月 28 日 治第 3147 号)
改定 (令和 7 年 3 月 27 日 治第 2775 号)
改定 (令和 7 年 10 月 27 日 治第 1942 号)
改定 (令和 7 年 12 月 26 日 治第 2174 号)
改定 (令和 8 年 3 月 17 日 治第 2464 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）及び財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）の規程に基づき、兵庫県（以下「県」という。）が発注する役務のうち、治山事業による森林整備業務に係る一般競争入札に関して、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札対象業務)

第 2 条 一般競争入札により実施する業務は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む）が 1 千万円以上の業務とする。

2 前項の規定により一般競争入札を行うときは、入札執行後に決定した落札候補者から順に入札参加資格の確認を行い、適格である者を落札決定する事後審査型により行うものとする。

(入札参加資格)

第 3 条 一般競争入札に参加することができる者は、物品関係入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、次の各号に掲げる事項のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 名簿の希望業種に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」で登録されている者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 の規定に基づく資格制限期間中でないこと。
- (3) 兵庫県指名停止基準（平成 6 年 6 月 16 日制定）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱（平成 20 年 6 月 1 日施行。以下「選定要綱」という。）第 2 章第 1 条第 2 項の規定による管理技術者及び現場技術者を、当該工事に適正に配置できる者であること。

なお、配置する管理技術者は、請負者に各業態における常時雇用関係（年

- 間 210 日以上就業、入札参加申込日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係等) がある者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年度法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
 - (6) 当年度に完成した森林整備業務がある場合、その成績が 1 件 65 点未満でないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (8) 選定要綱第 2 章第 2 条の規定による必要作業班数を有している者であること。
 - (9) 兵庫県内に主たる営業所を有すること。
ただし、主たる営業所が兵庫県外の場合、兵庫県内の支店、営業所等に兵庫県との契約権限を委任できること。
 - (10) 兵庫県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - (11) 兵庫県の物品関係入札参加者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で電子認証（IC カード）を取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の「県（治山森林整備）」に登録している者であること。
 - (12) その他契約担当者が特に必要と認める要件を満たしている者であること。

（入札の公告）

第 4 条 契約担当者（財務規則第 2 条第 8 号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、政令第 167 条の 6 第 1 項及び財務規則第 83 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項について入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

- (1) 入札に付する事項（工事名等）及び応募方法
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格
 - (3) 契約条項を示す場所及び期間
 - (4) 公告事務を担当する行政組織規則に規定する課（室）又は財務規則第 2 条第 2 号に規定するかいの名称及び所在地
 - (5) 入札参加の手続に関する事項
 - (6) 入札の場所、日時及び方法
 - (7) 入札に関する条件
 - (8) 無効とする入札に関する事項
 - (9) 支払条件等に関する事項
 - (10) その他特に必要な事項
- 2 公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前から第 6 条第 2 項に規定する入札参加申込書の提出期限日（以下「申込期限日」という。）まで

兵庫県ホームページの「入札・公売情報」中、「入札公告（委託・役務）」に掲載することにより行うものとする。

（入札参加申込書の交付）

第5条 契約担当者は、一般競争入札に参加を希望する者に対し、入札参加申込書（様式1号。以下「申込書」という。）を公告の日から申込期限日までの間、交付する。

（入札参加の申込み）

第6条 契約担当者は、次の各号に従い、入札参加申込者に申込書を提出させる。

- (1) 申込書の提出は、電子入札システムにより行うこととし、その旨を公告において明らかにする。
- (2) 申込期限日以降は、原則として申込書の差替え又は再提出を認めない。
- (3) 申込書の作成に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書は、返却しない。

2 契約担当者は、申込書の提出期間は、原則として公告を行った日から起算して7日間以上を確保する。

3 契約担当者は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名を公表してはならない。

（設計図書に対する質問）

第7条 契約担当者は、必要があると認められるときは、設計図書に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

2 前項の質問は、電子入札システムにより行うものとし、受付期間は、原則として公告の日から入札日の8日前（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。次項の日数の計算も同様とする。）

3 質問に対する回答は閲覧方式とし、質問書の提出期限日の翌日から起算して原則として3日以内に閲覧を開始し、少なくとも2日以上閲覧させる。

4 前項の閲覧場所は、電子入札システム上で行うものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第8条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5以上の入札保証金を

入札日の前日までに納めさせなければならない。ただし、財務規則第 84 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合は、入札保証金を納めさせないことができる。この場合において、入札保証保険契約の締結による場合は、入札保証保険の保険期間は、契約を締結する日までとしなければならない。

2 落札者に係る入札保証金は、契約締結の日まで保管する。

3 契約担当者は、契約締結までに落札者に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。

ただし、財務規則第 100 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合は、契約保証金を納めさせないことができる。

(入札の執行)

第 9 条 契約担当者は、入札に参加しようとする者に、第 1 回目の入札に際し、設計図書に示す様式による工事費内訳書を提出させる。

2 契約担当者は、開札するに当たっては、入札者又はその代理人に立ち合わせ、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係の無い職員を立ち合わせる。

3 入札の執行回数は 2 回を限度とし、初度の入札において、落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者として決定したすべての者について入札参加資格がないとした場合は、日を改めて再度入札を行う。

(入札の執行の取消し又は中止)

第 10 条 契約担当者は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

2 契約担当者は、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

(無効とする入札)

第 11 条 契約担当者は、財務規則第 90 条の規定に該当する入札は、無効としなければならない。公告に掲げた入札参加資格のない者のした入札、申込書に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(落札者の決定等)

第 12 条 契約担当者は、法第 234 条第 3 項の規定による落札者の決定を下記により行う。

(1) 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格

をもって入札した者のうちから落札候補者を決定し、落札者の決定を保留したうえで開札を終了する。

- (2) 契約担当者は、落札候補者の決定後、速やかに落札候補者に連絡し、入札参加資格を確認するため、次の各号に定める入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出を求める。この場合において、落札候補者は、確認資料の提出を指示された日の翌日から起算して、原則として2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に提出しなければならない。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び契約担当者が別に提出日を指定した場合は、この限りではない。

- ① 名簿の希望業種で「森林整備」を選択していることが分かる資料
物品関係入札参加資格審査結果通知書等の写し。
- ② 当年度に完成した同種工事の施工実績及び成績評定点（様式2号）
当年度に成績評定の対象^{*}である同種工事の施工実績がある場合に提出する。

※県営工事においては最終請負金額400万円以上の工事

- ③ 配置予定技術者の資格（様式3号）
複数記載を可とし、記載技術者のうちから配置させる。
- ④ 作業班数（様式4号）
- ⑤ 誓約書（現場技術者の専任）（様式5号）
契約希望金額が45百万円以上の工事の場合に提出する。
- ⑥ その他契約担当者が必要と認める資料

- (3) 契約担当者は前項の確認資料が提出された日の翌日から起算して、原則として3日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは落札決定する。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して審査の対象となる順位をつけ、順位が上位の（数字が小さい）者の審査の結果によって、順位が上位の者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

- (4) 入札参加資格の確認基準日は申込期限日とする。ただし、配置予定技術者の専任性の確認については、第2項で定める提出期限日を基準日とし、その確認は落札候補者から誓約書（様式5号）を提出することにより行うこととする。基準日について、入札公告に特に記載がある場合はその内容により取り扱う。

- (5) 契約担当者は、落札候補者の入札参加資格に疑義が生じたときは、審査

会等に諮り、審査会等の審議により入札参加資格の有無を決定する。

- (6) 落札候補者が第2項における確認資料を提出期限内に提出しないとき、又は落札候補者が契約担当者の指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。
- (7) 第2項における確認は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認できるまで順次行う。
- (8) 契約担当者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。
- (9) 契約担当者は、落札候補者に入札参加資格がないことを認めた場合は、当該落札候補者に対して書面（様式6号）により通知する。
なお、書面には入札参加資格がないと認めた理由及び次条第1項の説明を求めることができる旨を付記する。
- (10) 契約担当者は、落札者を決定した場合において、前項の場合を除き落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面（様式7号）により通知する。

（苦情の協議）

- 第13条 前条第9項の確認結果に不服がある非資格者は、確認通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内（兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める件の休日を除く。本条及び次条の日数の計算については同様とする。）に、一般競争入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当課長（かい執行にあってはかい長をいう。以下同じ。）に書面（様式は任意）を持参することにより説明を求めることができる。
- 2 契約担当課長は、前項の要請があったときは、説明を求めた者に対して、要請期限日の翌日から起算して3日以内（技術審査を必要とする場合は、10日以内）に書面（様式8号）により回答する。

（入札結果の公表）

- 第14条 契約担当者は、開札後速やかに開札結果表（予定価格及び最低制限価格を消去したもの）を入札者及び入札立会者に示すとともに、落札決定後、最終入札結果及び入札の経緯を閲覧の方法により落札決定日の翌日（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）までに公表する。
- 2 契約担当者は、契約締結後、開札結果表に予定価格及び最低制限価格を書込み、閲覧等の方法により公表する。

(入札までの日数)

第15条 契約担当者は、公告の日から入札を執行するまでの日数は、建設工事に係る制限付き一般競争入札実施要領（平成19年4月1日施行）第20条に準じて設定する。

(契約の確定)

第16条 契約は、契約担当者と落札者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

2 一般競争入札において、落札者が契約締結までの間に対象業務の入札公告に掲げた入札参加資格を一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとし、その旨を公告において明らかにする。

(補則)

第17条 この要領に定めがない事項については、兵庫県電子入札運用基準及び関係諸規程の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

【別紙】

1 森林整備の実績（※¹前年度）

業務の内容	契約金額	契約件数
※ ⁴ 森林整備 (簡易な施設を含む)	※ ⁵ 千円 1 2 3, 4 5 6	件 1 5

- 1 前年度とは、届出書の提出日が属する県の会計年度（4月1日～翌年3月31日）の直前の県の会計年度1年間をいいます。
- 2 前年度に完成し、引き渡しを行った森林整備の最終契約額の合計を記入して下さい。
- 3 国、県、市町、(公社)ひょうご農林機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（旧緑資源機構）が発注した森林整備工事の実績の合計を記入して下さい。
- 4 森林整備とは、森林で行う地ごしらえ、植栽、下刈り、施肥（追肥を含む）、除伐、間伐、枝落とし等をいいます。簡易な施設とは、森林で施工する獣害防止柵、柵工、筋工、階段工、歩道等をいいます。
街路や公園内での森林整備は含みません。
- 5 金額は千円単位で記入して下さい。（千円未満切り捨て）

2 主な森林整備の実績一覧表（前年度）

発注者名	契約業務名	業務の場所	主な業務内容	契約額	契約年月日
(記入例) 兵庫県	保育事業 保安林改良事業	〇〇市 〇〇町	下刈り 本数調整伐	千円 12,000	R4. 7. 12
(記入例) (公社) ひょうご農林機構	里山防災林整備	〇〇市 〇〇町	獣害防止柵 木柵	5,000	R4. 10. 20

- 1 前年度とは、届出書の提出日が属する県の会計年度（4月1日～翌年3月31日）の直前の県の会計年度1年間をいいます。
- 2 前年度に完成し、引き渡しを行った森林整備の最終契約額を記入して下さい。
- 3 本表には国、県、市町、(公社)ひょうご農林機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（旧緑資源機構）が発注した森林整備工事の実績を記入して下さい。
- 4 契約額が大きい順に、5契約分を記入して下さい。
- 5 発注者名は、国、県、市町、(公社)ひょうご農林機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（旧緑資源機構）を記入して下さい。
- 6 業務の場所は市町名を記入して下さい。
- 7 主な業務内容は、地ごしらえ、植栽、下刈り、施肥（追肥を含む）、除伐、間伐、枝落とし、獣害防止柵、柵工、筋工などを記入して下さい。
- 8 契約年月日は、発注者との当初契約日を記入して下さい。
- 9 契約書（当初・変更）の写しと工事内容が確認できる書類（内訳表・明細表等）を添付して下さい。

3 技術者等の内訳

(1) - 1 管理技術者・現場技術者数

種 別	氏 名	取得年度	実務経験 年 数	資 格 名
管理技術者	兵庫 太郎	H29	5	林業技師
現場技術者	兵庫 太郎	H29	5	フォレストマネージャー
	兵庫 次郎	H26	8	〇〇〇〇〇 他府県で取得した場合、 その資格名を記載
	兵庫 三郎	H30	4	兵庫県森林整備士

- 1 林業技士とは、社団法人日本森林技術協会の定める林業技士の登録を受けた者をいいます。
- 2 技術士とは、技術士法の定める国家試験（技術士第二次試験）に合格し、技術士法第 32 条 1 項の定めによる登録を受けた者をいいます。
- 3 技術士補とは、技術士法に定める国家試験（技術士第一次試験）に合格し、技術士法第 32 条 2 項の定めによる登録を受けた者をいいます。
- 4 兵庫県林業作業士とは、兵庫県知事、財団法人兵庫県営林緑化労働基金（林業労働力確保支援センター）から林業作業士であると認定を受けた者をいいます。
- 5 兵庫県森林整備士とは、社団法人兵庫県林業会議、兵庫県森林組合連合会から森林整備士であると認定を受けた者をいいます。
- 6 フォレストワーカー(林業作業士)とは「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者をいいます。
- 7 フォレストリーダー(現場管理責任者)とは「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者をいいます。
- 8 フォレストマネージャー(総括現場管理責任者)とは「研修終了者に係る登録制度の運用について」に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者をいいます。
- 9 資格要件の森林整備業務に関する実務経験年数は、「兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱」第 2 章第 1 条に既定の「Aの整備内容」相当とし、次の実務経験を有する者とし、①5年以上とする場合は、『資格名』に修了した高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を、②10年以上とする場合は『資格名』に「森林整備業務経験 10 年以上」と記載し、これまでの実務経験がわかる資料を任意様式※で添付してください。

①5年以上：高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者

②10年以上：上記①以外の者

※実務経験資料の例(実務内容の期間毎に整理してください。)

氏名	実務内容	実務期間	実務年数
----	------	------	------

10 管理技術者の各資格に対する人数は重複して記入できません。

(例) Aさんが林業技士と技術士の両方を持っても、どちらか一方の資格を選んで記入して下さい。

11 現場技術者の各資格に対する人数は重複して記入できません。

(例) Bさんが林業作業士と森林整備士の両方を持っていても、どちらか一方の資格を選んで記入して下さい。

12 管理技術者と現場技術者は重複して記入できます。

(例) Aさんが林業技士と技術士の資格に加えて、林業作業士と森林整備士の資格を持っている場合、Aさんの名を管理技術者欄に記入した上で、現場技術者欄に林業作業士と森林整備士のどちらか一方の資格を選んでAさんの名を再記入できます。

13 資格については、免許や認定等を証する書面の写しを添付して下さい。

14 現場技術者に相当する他府県等で取得した資格については、資格名欄にその資格名を記載すると共に、資格を取得した研修内容等がわかる書類を添付して下さい。

15 実務経験年数は、森林整備に従事した年数を記入して下さい。

16 常時雇用者に限ります。

17 記入する枠が足りない場合は、行を追加して記入して下さい。

(2) 作業班の数

年間 60 日以上就業できる作業班数
2 班

- 1 作業員とは、現場で森林整備を実施するのに必要な技術を有する作業員をいい、作業班とは、その作業員で構成されるものとします。
- 2 作業班とは、1名の班長と2名以上の班員で構成されるものとします。
- 3 前年度の臨時的就業者数の実績を考慮して、今年度も年間 60 日以上就業が可能な作業班数を記入して下さい。
- 4 落札後、森林整備工事の契約前に、作業班の数と作業員の氏名（社会保険証、賃金台帳、雇用契約書、就業協定書のいずれか）を確認する場合がありますので、確実に年間 60 日以上就業可能な作業班数を記入して下さい。
なお、雇用契約、就業協定については、森林整備工事の契約前に結ばれたものでなければいけません。

4 退職金制度への加入状況

技術職員数	退職金制度加入者数
20	18

- 1 技術職員数には（管理技術者、現場技術者、作業員など）の保険加入対象者を記入して下さい。
- 2 退職金制度とは、林業退職金共済、中小企業退職金共済、建設業退職金共済、営林緑化労働基金、独自の退職金積み立て等をいいます。

森林整備に従事する管理技術者、現場技術者、作業員に対し退職金が支給される制度に加入しているか、加入していないかの調査です。
退職金名は問いません。

5 安全管理の状況

(1) 労働災害発生件数（前年度、前々年度）

単位：件数

年 区 分	森林整備	建設工事
前々年度	1	0
前年度	0	1
合計	1	1

- 1 休業4日以上の労働災害件数を記入して下さい。
- 2 前々年度、前年度とは、届出書の提出日が属する県の会計年度（4月1日～翌年3月31日）の直前の県の2会計年度をいいます。
- 3 建設工事（土木工事、建築工事等）で発生した労働災害も記入して下さい。

(2) 施工、品質、安全管理の体制

資 格 種 別	人数（人）
1級土木施工管理技士	3人
2級土木施工管理技士	1人
1級造園施工管理技士	2人
計	6人

- 1 施工、品質、安全管理等が出来る資格保持者を記入し、免許や認定等を証する書面の写しを添付して下さい。
- 2 施工、品質、安全管理等が出来る資格保持者とは、施工管理技士等（土木、建設機械、造園等）をいいます。
- 3 1人で複数の資格を有する場合は、資格種別の欄に該当する資格毎に記入してください。
なお、前項3の(1)で記入していただいた、管理技術者、現場技術者に必要な資格要件（林業技士、森林整備士等）についての記入は必要ありません。

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号	事業所番号	年	月	前月期	年	月	日
納付日の年月	健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
合 計			額	円			

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

年	月	分	保険料	領収日	年	月	日
			健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定		
			健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金		
合 計			額	円			

年 月 日

歳入徴収官

厚生労働省年金事業管理課
(日本年金機構) 年金課



(裏面へつづく)

社会保険料納入証明書

1. 申請者

2. 証明内容

項 目	対 象 期 間	未納の有無

管掌区分

--	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

業者名と一致しているか確認

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課

事業所整理記号 99-XXXX	事業所番号 99999	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書	(注2) S C XXXI	XXXXXXXXXXXXXX*			
被保険者整理番号	被保険者氏名 郵便番号	被保険者住所	生年月日 標準報酬月額	種別 (性別)	取得 区分	資格取得 年月日	基礎年金番号 被保険者区分
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99(注4) 9XX XX X 健康：XXXXX 厚生：XXXXX	9XX XX X 厚年：XXXXX	9XX XX X	199.99.99	9999-999999 XXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 9XX XX X 健康：XXXXX 厚生：XXXXX	9XX XX X 厚年：XXXXX	9XX XX X	199.99.99	9999-999999 XXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 9XX XX X 健康：XXXXX 厚生：XXXXX	9XX XX X 厚年：XXXXX	9XX XX X	199.99.99	9999-999999 XXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 9XX XX X 健康：XXXXX 厚生：XXXXX	9XX XX X 厚年：XXXXX	9XX XX X	199.99.99	9999-999999 XXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 9XX XX X 健康：XXXXX 厚生：XXXXX	9XX XX X 厚年：XXXXX	9XX XX X	199.99.99	9999-999999 XXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 9XX XX X 健康：XXXXX 厚生：XXXXX	9XX XX X 厚年：XXXXX	9XX XX X	199.99.99	9999-999999 XXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 9XX XX X 健康：XXXXX 厚生：XXXXX	9XX XX X 厚年：XXXXX	9XX XX X	199.99.99	9999-999999 XXXX

郵便番号	999-XXXX
事業所住所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
事業所名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
事業主氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

業者名と一致しているか確認

XXXX29年29月29日
上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がなされたので通知します。
(注1)
日本年金機構構理事長 (XXXXXX)

参考資料④-2 雇用保険：労働保険概算・確定保険料申告書

(必ず④-1とセットで確認)

④-1の番号と一致しているか確認

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

平成 年 月 日

あて先 〒650-0044
 神戸市中央区東川崎町1丁目1-3
 神戸クリスタルタワー15階

兵庫労働局
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 3 2 7 0 0

⑦ 区分
 確定保険料算定内訳
 労働保険料
 労働保険分
 雇用保険法適用者分
 高年齢労働者分
 保険料算定対象者分
 一般拠出金

⑧ 区分
 概算・増加概算保険料算定内訳
 労働保険料
 労働保険分
 雇用保険法適用者分
 高年齢労働者分
 保険料算定対象者分

⑨ 申告済概算保険料額
 ⑩ 申告済概算保険料額
 ⑪ 増加概算保険料額

⑫ 期別納付額
 第1期
 第2期
 第3期

⑬ 事業又は作業の種類
 (イ)住所
 (ロ)名称
 (ハ)氏名

⑭ 加入している労働保険
 (イ)労働保険
 (ロ)雇用保険

⑮ 所在地
 (イ)所在地
 (ロ)名称

⑯ 保険関係成立年月日
 ⑰ 事業廃止等理由

⑱ 業主
 (イ)住所
 (ロ)名称
 (ハ)氏名

⑲ 業主
 (イ)住所
 (ロ)名称
 (ハ)氏名

⑳ 業主
 (イ)住所
 (ロ)名称
 (ハ)氏名

前年度に実績がなければ数値は入らない

何らかの数値が入っていること

④-1と照合

④-1業者名と一致しているか確認

※当申告書等がない場合は、労働局の納付証明書でも可

参考資料⑤-1 雇用保険 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)

様式第4号(第1面) 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準字体 0123456789

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 帳票種別 13100 2:氏名変更届 3:資格喪失届

1.被保険者番号 2.事業所番号 3.資格取得年月日

4.離職年月日 5.喪失原因 6.離職届交付希望 7.1週間の所定労働時間 8.補充採用予定の有無

9.新氏名 フリガナ(カタカナ)

10.個人番号

11.喪失時被保険者種類 12.届出・地域コード 13.在籍地コード

14.被保険者氏名 性別 生年月日 取得時被保険者種類 離職年月日 資格喪失所番号 雇用形態

資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間 事業所名称略称

被保険者の住所又は居所

被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

住所 記名押印又は署名 印

事業主氏名 電話番号 公共職業安定所長 殿

※

所長	次長	課長	係長	係	操作者	社会保険 労働立 証 数 欄	氏名	電話番号
----	----	----	----	---	-----	----------------------	----	------

2017. 1

<キリトリ>

雇用保険被保険者 通知書(事業主通知用)

確認(受理)通知年月日 届に基づき、下記のとおり確認(通知)します。

被保険者番号 事業所番号 要轄区分 資格取得年月日

被保険者氏名 性別 生年月日(元号-年-月-日) 取得時被保険者種類 離職の年月日

事業所名称略称

業者名と一致しているか確認

2017. 1

雇用保険被保険者(被保険者通知用) 通知書 雇用保険被保険者証

被保険者番号 確認(受理)通知年月日 資格取得年月日 被保険者種類

被保険者氏名 生年月日(元号-年-月-日)

事業所名称略称 離職の年月日

2017. 1

被保険者番号 生年月日(元号-年-月-日)

被保険者氏名

2017. 1

事業主が被保険者に渡すため無い場合がある

参考資料⑤-2 労働保険料等納入通知書(事業主控)／労働保険料等領収書(控え)

事務組合が雇用保険の手続きを行った場合

組様式第7号(甲) **労働保険料等納入通知書 (事業主控)**

労働保険 番号	府県	所管 管轄	基幹番号	枝番号
------------	----	----------	------	-----

住所
委託事業主の
氏名 殿

金

万	千	百	十	円
---	---	---	---	---

上記金額を労働保険料第 期分及び一般拠出金として平成 年 月 日までに当事務組合に納入してください。
平成 年 月 日

所在地
労働保険の
事務組合 名称 記名押印又は署名

算定方法

平成 年度 確定			平成 年度 概算		
賃金総額	料率	確定保険料	賃金総額	料率	概算保険料
労災	千円 1,000	円	労災	千円 1,000	円
特別加入	1,000		特別加入	1,000	
雇用	1,000		雇用	1,000	
合計		①	合計		⑥
申告済概算保険料		②	区分	概算保険料額	各期納付額
差引額		③(②-①)	全期	⑦(⑥÷3)	円 ⑧(⑦-②又は⑦+⑥) 円
充当額		④(②-①)	第1期	⑧(⑥÷3)	⑨
還付額		④(②-①又は②-①-③)	第2期		
不足額		⑤(①-②)	第3期	⑩(⑥÷3)	⑪
賃金総額	料率	一般拠出金額	(注) ※については、労災保険に係る賃金総額と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入して下さい。		
一般拠出金	千円 1,000	円	(29.1)		

領収書と額が一致するか確認する

組様式第8号 **労働保険料等領収書(控え)**

労働保険 番号	府県	所管 管轄	基幹番号	枝番号
------------	----	----------	------	-----

住所
委託事業主の
氏名 殿

金

万	千	百	十	円
---	---	---	---	---

上記の金額を支領しました。

種別	納入金額	拠出金
労災保険料		
雇用保険料		
特別加入金		
延滞金		
一般拠出金		
拠出金		
延滞金		
計		

領収年月日 平成 年 月 日
労働保険事務組合の
名称
所在地
代表者

分納した場合は、複数枚になる

労働保険適用事業場検索

この検索機能は、労働保険の保険関係成立手続の状況をご確認いただくためのものですので、検索結果データの二次利用はできません。

プログラムを用いた大量アクセス等、目的外利用が疑われる場合には利用を制限することがあります。

毎月末時点の情報を翌月第1開庁日に更新します。そのため、変更等の届出が検索結果に反映されるまで時間がかかる場合がありますのでご了承ください。また、第1開庁日の午前9時から12時までには、更新作業のため、ご利用いただくことはできませんので、ご了承ください。

※メンテナンスの状況により、更新作業が延長する場合があります。

※※現在掲載の情報は2月末時点のものとなります。また、3月分の登録情報が反映されるのは4月1日となります。

漢字検索

カナ検索

[労働保険適用事業場検索について](#)

所在地	都道府県 (必須選択)	<input type="text" value="▼"/>
	市区町村番地等 ※	<input style="width: 100%;" type="text"/>
(注) 80文字以内 (全角漢字・全角ひらがな・全角カナ・全角英数字記号) で入力してください。		
事業主名 ※	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
(注) 60文字以内 (全角漢字・全角ひらがな・全角カナ・全角英数字記号) で入力してください。		
法人番号 ※	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
(注) 13桁 (半角数字) で入力してください。		

※都道府県を選択の上、市区町村番地等、事業主名、法人番号のいずれか一つの項目は必ず入力してください。

検索実行

設定クリア

ご利用上の留意事項 ～必ずご覧ください～

○検索結果は、労働保険の保険関係成立届等を基にしております。検索結果に誤字等があれば、管轄の都道府県労働局労働保険徴収部署にお問い合わせください。

○「適用状況」欄には、原則として「労災保険」と「雇用保険」の両方が表示されます。
 なお、建設の事業など(※)一部の事業は、「労災保険」と「雇用保険」について別々に保険関係成立の手続き(届出)を行いますので、このような事業については、同じ欄に「労災保険」と「雇用保険」の両方は表示されません。
 ※ 都道府県及び市町村の事業並びにこれらに準ずるものを行う事業、港湾運送の事業、農林水産の事業、建設の事業

○労働保険事務組合に、労働保険の事務処理を委託している事業主を検索する場合は、労働保険事務組合の市区町村番地等の都道府県を選択し、検索してください。

○建設現場の「労災保険」は、元請負人の事業主が保険関係成立の手続きを行いますので、元請負人の事業主名または市区町村番地等で検索してください。

○雇用保険の給付を受けるためには、事業主は「雇用保険適用事業所設置届」および「雇用保険被保険者資格取得届」を別途届け出る必要がありますが、この検索機能は、これらの届出状況を表示するものではありません。

○店舗名などで検索した結果、該当がない場合には、再度、法人名などで検索してください。

○法人番号で検索する場合、法人番号の届出がない事業場については、加入事業場であっても検索結果が表示されない場合がありますので、再度、法人名などで検索してください。

○漢数字、ローマ数字等を用いて登録されている場合もありますので、事業場が見つからない場合は、漢数字(例:一丁目)などを用いて検索してください。

○外字については現在のところ表示されませんのでご了承ください。